

霧島市条例第64号  
令和4年12月26日

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

霧島市長 中重真一

### 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第13号）の  
一部を次のように改正する。

別表中「210円を「250円」に、「160円」を「140円」に、「250円」を「200円」に改  
め、備考に次のように加える。

5 使用者が児童生徒の場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額と  
する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の  
施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例によ  
る。